

東浦町家庭的保育事業等の認可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の認可、廃止及び休止に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等の運営の適正化に資するため、事前に町長と協議するものとする。

(認可の申請)

第3条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の36第1項の申請は、家庭的保育事業等認可申請書（様式第1）に東浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東浦町条例第27号）で定める基準に適合していることを証する書類その他必要な書類を添付して行うものとする。

(認可に係る意見の聴取)

第4条 法第34条の15第4項の規定による意見の聴取は、東浦町子ども・若者会議（東浦町子ども・若者会議条例（平成26年東浦町条例第3号）第1条に規定するものをいう。）により行うものとする。

(認可の決定等の通知)

第5条 町長は、法第34条の15第5項の規定により家庭的保育事業等の認可をしたときは、家庭的保育事業等認可決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 法第34条の15第6項に規定する家庭的保育事業等の認可をしないときの通知は、家庭的保育事業等不認可決定通知書（様式第3）により行うものとする。

(認可に係る変更の届出)

第6条 省令第36条の36第3項及び第4項に規定する届出は、家庭的保育事業等認可事項変更届（様式第4）に必要な書類を添付して行うものとする。

(廃止又は休止の申請)

第7条 法第34条の15第7項の規定により家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとする場合は、あらかじめ家庭的保育事業等廃止（休止）申請書（様式第5）に必要な書類を添付して町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の申請に対し、地域の保育の実情を勘案し、承認するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

東浦町長

(申請者)

所在地

氏名

代表者氏名

印

家庭的保育事業等認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、次のとおり家庭的保育事業等の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の種類	
事業開始の予定年月日	

様式第2（第5条関係）

年 月 日

様

東浦町長

印

家庭的保育事業等認可決定通知書

年 月 日付けの申請については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により次のとおり認可します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の種類	
認可定員	
設置認可年月日	
<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第3（第5条関係）

年 月 日

様

東浦町長

印

家庭的保育事業等不認可決定通知書

年 月 日付けで申請のあった については、次の理由により不認可としたので通知します。

理由：

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として(訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4（第6条関係）

年 月 日

東浦町長

(届出者)

所在地

氏名

代表者氏名

印

家庭的保育事業等認可事項変更届

児童福祉法第34条の15第5項の規定により認可を受けた家庭的保育事業等について、変更事項を次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の種類	
変更事項	

様式第5（第7条関係）

年 月 日

東浦町長

(申請者)

所在地

氏名

代表者氏名

印

家庭的保育事業等廃止（休止）申請書

を廃止（休止）したいので、児童福祉法第34条の15第7項の規定により関係書類を添えて承認を求めます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の種類	
廃止（休止）理由	
廃止の期日 (休止の予定期間)	